

茂原市職員出前講座実施要綱

平成 19 年 6 月 18 日

告示第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の学習機会の拡大を図り、市政に関する情報を市民に提供する職員出前講座(以下「出前講座」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 出前講座の受講対象は、原則として市内に在住、在勤又は在学している 10 人以上の者で構成された団体とする。

(内容)

第 3 条 出前講座のメニューは、ホームページ及び広報紙において公表する。

(開講日時)

第 4 条 出前講座の開講は、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く日の午前 10 時から午後 9 時(土・日・祝日は午前 10 時～午後 5 時)までとし、1 講座の開講時間は 2 時間以内とする。

(開講場所等)

第 5 条 出前講座を開講する場所は、原則として市内の公民館、集会所等の施設とし、手配は受講する団体が行うものとする。

(講師及び費用負担)

第 6 条 出前講座の講師は、原則として講座の内容に係わる事務を分掌する部課等の長とし、講師料は無料とする。ただし、教材費、材料費等がかかる場合は、受講する団体が負担する。

(申込み)

第 7 条 出前講座を受講しようとする団体の代表者(以下「申込者」という。)は、原則として開講日の 20 日前までに茂原市職員出前講座申込書(様式第 1 号)を市長に提出するものとする。

(決定)

第 8 条 市長は、前条の申込みがあったときは、内容、日時等について当該出前講座の担当課と調整の上、開講の有無を決定し、開講日の 7 日前までに申込者へ茂原市職員出前講座決定通知書(様式第 2 号)を送付するものとする。

(受講の制限)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、職員出前講座を開講しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
 - (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
 - (3) 出前講座の目的に反すると認められるとき。
- 2 講師は出前講座の開講中において、講座の進行を阻害する行為があった場合は、講座を途中で中止することができる。

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。